

第4章 地域別の取組

1 目的

第3章では、環境像を実現するための取組を、主体別(市民、事業者、市)に整理しました。環境像を実現するには、こうした一人一人が環境に関する取組を広く進めていくことに加えて、私たちが暮らす地域の特性(固有の自然や歴史・文化、人材など)や課題を踏まえ、地域の環境を守り、より良いものにしていくための取組を地域単位で集中的に進めていくことも重要です。

そこで、地域別の取組では、環境像の実現に向けて、特色のある4地域(園部、八木、日吉、美山)の特性や課題を市民アンケートや地域別ワークショップ、ご意見・アイデアシートの結果などから整理するとともに、それぞれの地域の環境を守り、より良いものにしていくためのアイデアを示します。

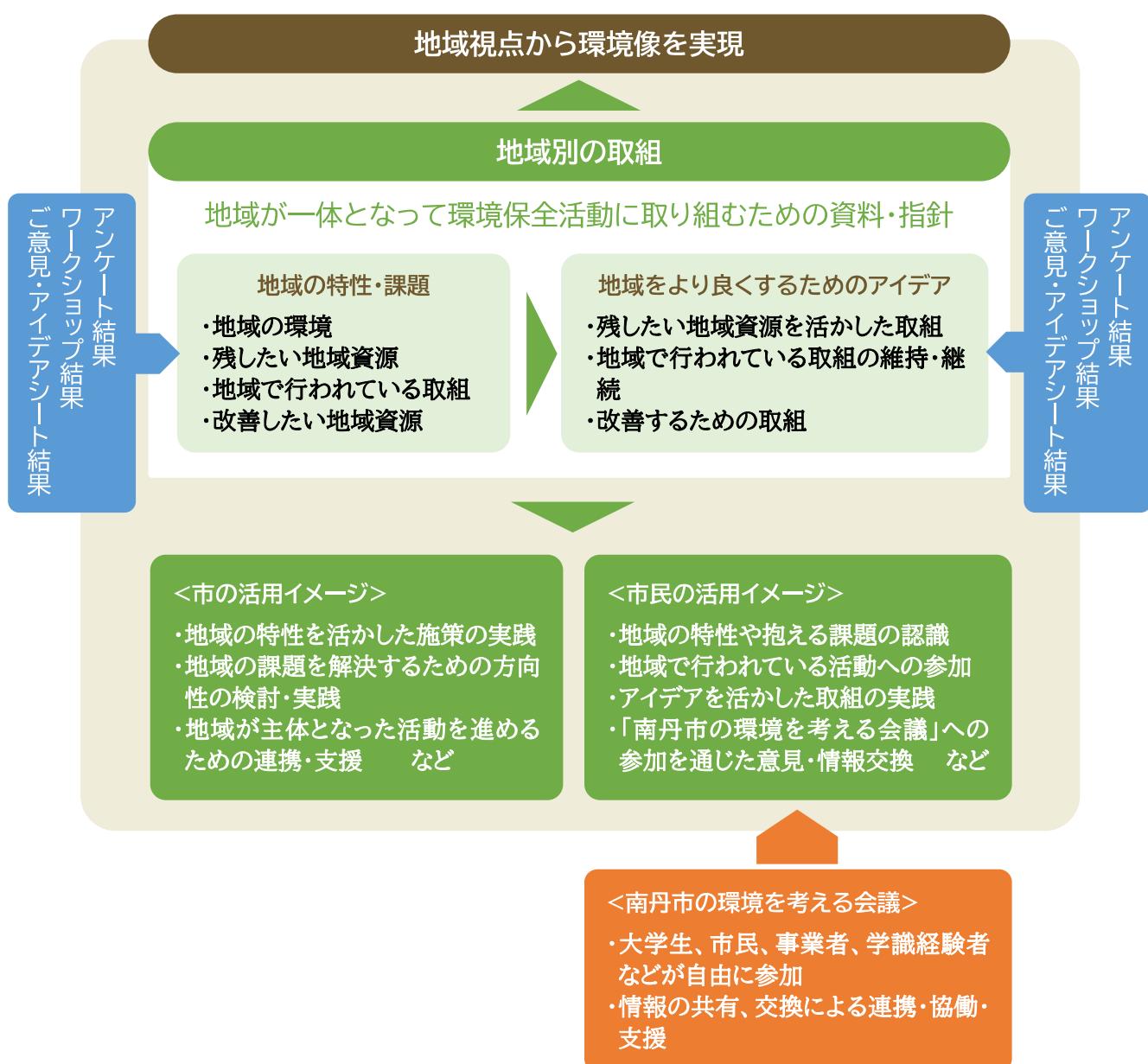


【地域区分】

2 活用イメージ

地域別の取組では、地域の特性や抱える課題、地域をより良くするためのアイデアを示すことで、自分が暮らす地域の魅力や抱える問題を再認識し、地域が一体となって環境保全活動に取り組むための意識づくりや活動するための指針として活用していくことを想定しています。

また、市としては上位計画や関連計画と連携して地域をより良くするための施策を推進するとともに、大学生、市民、事業者、学識経験者により構成される「南丹市の環境を考える会議」の開催を通じて、環境情報や意見交換の場を提供するとともに、必要に応じて連携や市・府が実施する補助事業を紹介するなど、地域が一体となって環境保全活動に取り組むための支援を行います。



(ワークショップ等のまとめ記載予定)

3 地域別の取組

園部地域

地域特性

- ・園部地域には四季の移ろいを感じられる府立自然公園「るり渓」の他、園部川や本梅川を始めとする河川や小向山、熊崎や竹井のホタルなど豊かな自然を有しています。
- ・園部城跡や生身天満宮、摩氣神社などの歴史的資源も多く分布しています。
- ・市役所をはじめとする公共公益施設が集中している市の中心地域であり、大学や専修学校など教育機関も多く立地しています。



①地域の現状と課題

- ・るり渓は、豊かな自然とふれ合える場所であり、四季の移ろいを感じられる地域の代表的な自然として保全・活用が行われていますが、周辺の空き家・空き店舗による景観の悪化や地域の魅力の低下といった問題が発生しています。
- ・園部川や本梅川などの河川周辺は、ホタルやノウルシなど現在も豊かな自然や生きものが残る場所となっています。また、小向山などの身近な里山は、気軽に登れ、自然とふれ合える場所として市民に親しまれており、これらの身近な自然を適切に保全・再生することが望されます。
- ・園部城跡や生身天満宮、摩氣神社など本市を代表する歴史的資源を多く有しており、地域住民や関係機関などと連携して保存・維持管理を進めることができます。
- ・地域全体で不法投棄や空き家・空き地、ソーラーパネルによる景観の悪化などが問題となっています。

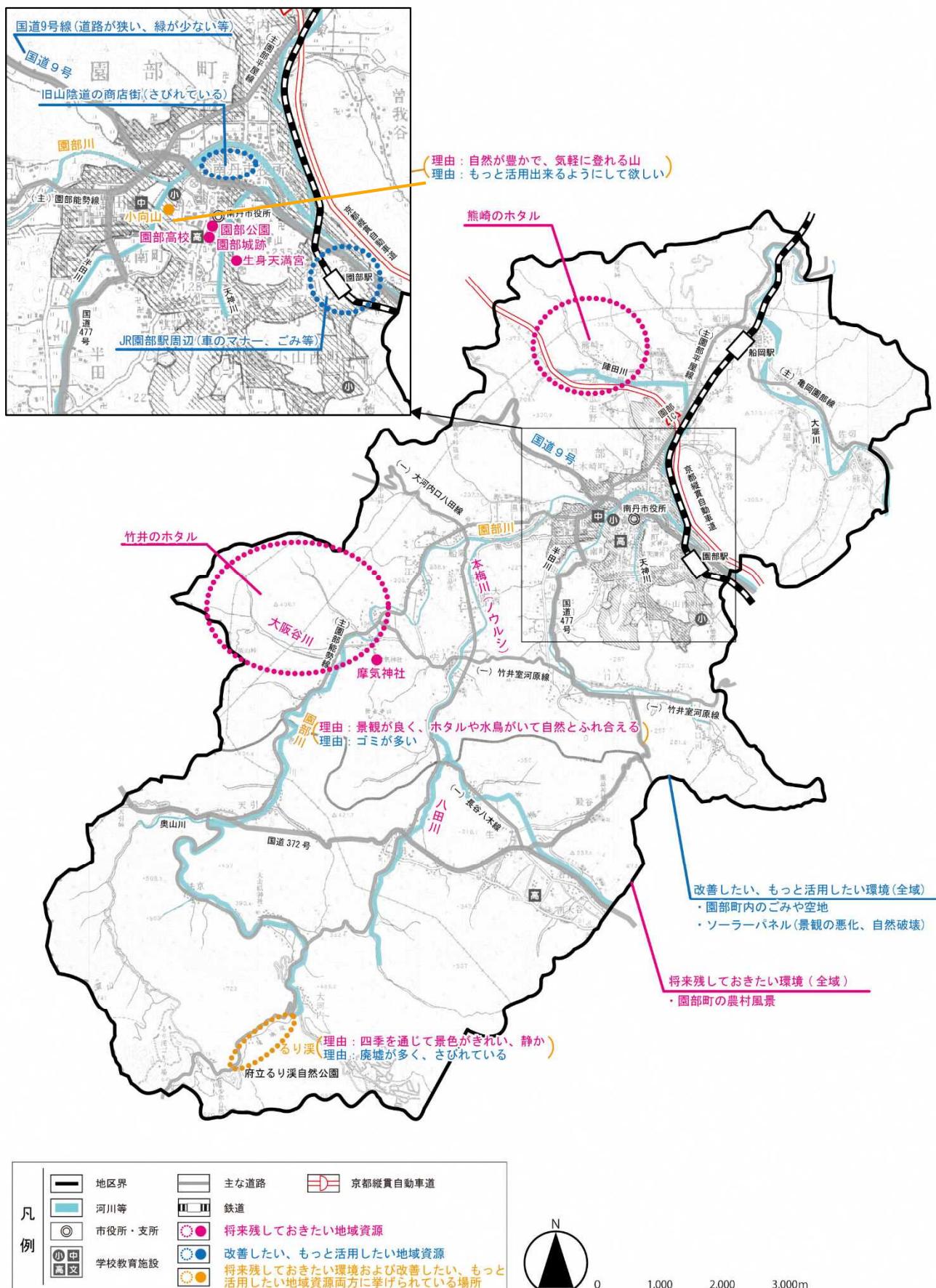
②地域をより良くするためのアイデア

- 空き家・空き店舗の活用。
- 地域外から来る人のために、園部の魅力ある場所を結んだハイキングコースの設定や、見どころマップの作成。
- 教育委員会を活用したボランティアガイドの設置。
- ジビエのブランド化や流通システムの構築。
- 若い人が来やすいように、市がIターンやUターンの仲介。
- 世代によってさまざまな発信方法を使いわける。
- 楽しみながら環境保全について知る・学ぶ機会となるごみ拾い大会の開催。

など



③環境情報マップ*



*②地域をより良くするためのアイデア、③環境情報マップは、令和元(2019)年に実施したアンケート調査、ワーキングショップおよびご意見・アイデアシートを基に作成しています。

八木地域

地域特性

- ・4地域の中で最も耕地の割合が高く、大嘗祭の献上米に選ばれるほどの米所であるとともに畜産も盛んで、家畜排せつ物を活用した液肥・堆肥などの利用が進められています。
- ・八木地域には四季の移ろいを感じられる大堰川や緑地公園、八木運動公園など自然とふれ合える施設を有しています。
- ・氷室の郷や八木バイオエコロジーセンター、浄化センターなど環境について学べる施設が立地しています。



①地域の現状と課題

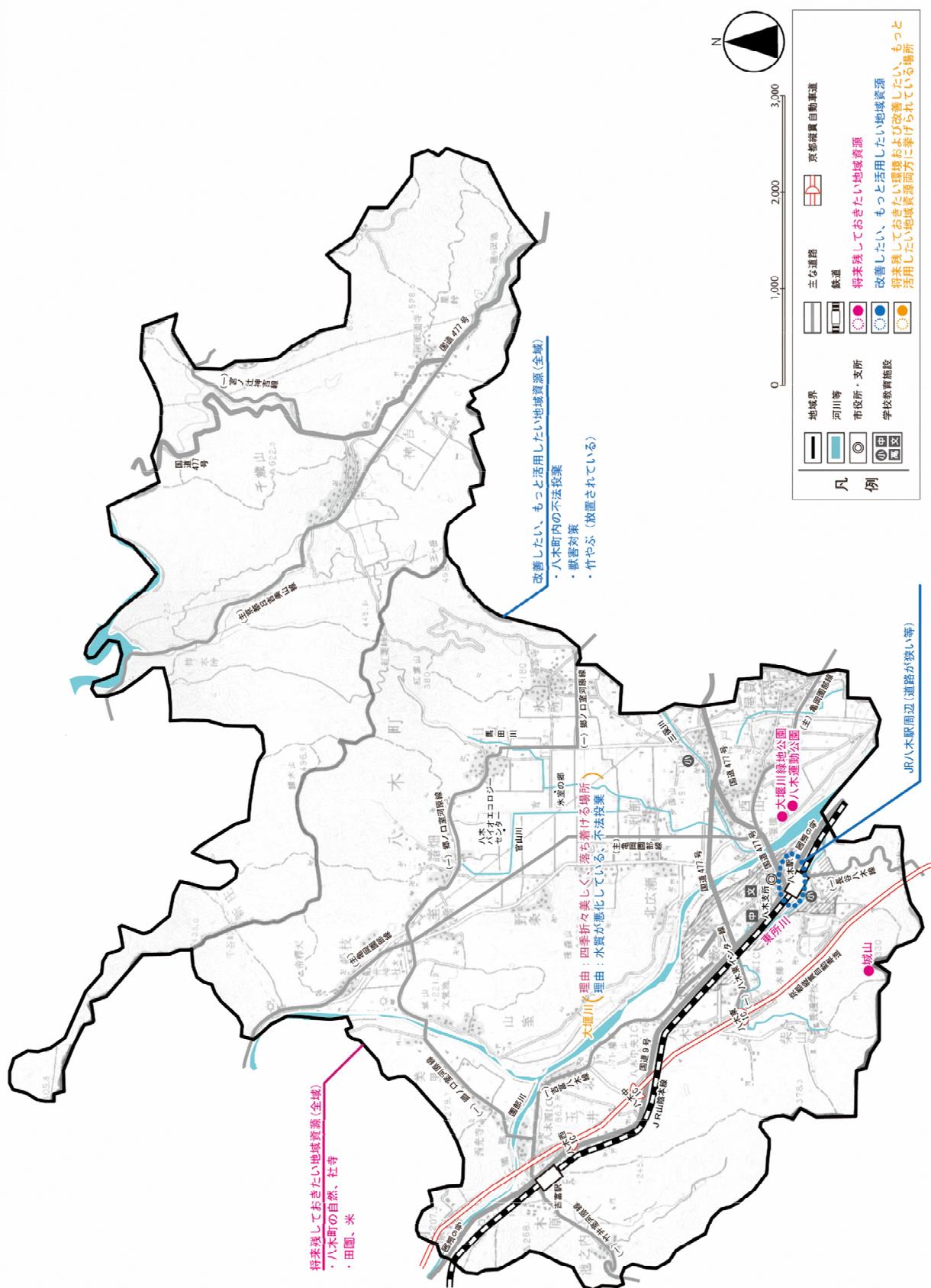
- ・大堰川は、四季折々の自然が感じられ、地域のシンボルとなる自然として市民に親しまれていますが、水質の悪化や不法投棄などが問題となっています。
- ・家畜排せつ物由来の堆肥や液肥を活用した農業が行われており、今後も環境に配慮した農業の推進が望されます。
- ・八木バイオエコロジーセンターでは、家畜排せつ物を利用したバイオガス発電や堆肥・液肥づくりなどが行われており、八木地域に留まらず市内外に取組を拡大していくことが望れます。
- ・氷室の郷や八木バイオエコロジーセンター、浄化センターなどは、環境や資源循環について学ぶ貴重な場として活用されており、八木地域に留まらず市内外に取組を拡大、普及していくことが望れます。
- ・氷室の郷や周辺の農地は、環境に配慮した農業などを体験できる場としての活用が望れます。
- ・地域全体で不法投棄や獣害対策などが問題となっており、これらへの対応が望れます。

②地域をより良くするためのアイデア

- 美化活動などによる大堰川の保全・再生。
- 氷室の郷や八木バイオエコロジーセンター、浄化センターの活用。
- 観光資源を線でつなぎ、観光客にお金をおとしてもらう仕組みづくり。
- 農家民宿や体験型の民宿を増やす。
- 歴史・文化を知るきっかけづくりとしてご当地検定を実施。
- 都会の人を田舎の人(地元)が受け入れる体制づくり。
- 地域間、既存の組織間の連携(体制づくり)。 など



③環境情報マップ



※②地域をより良くするためのアイデア、③環境情報マップは、令和元(2019)年に実施したアンケート調査、ワークショップおよびご意見・アイデアシートを基に作成しています。

日吉地域

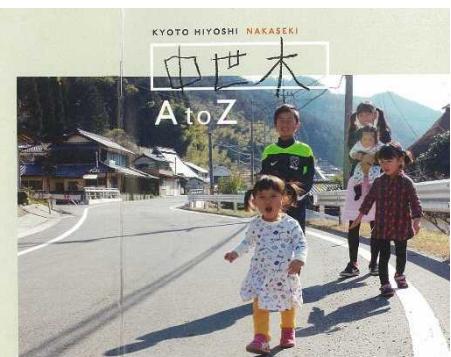
地域特性

- ・京都府の中心に位置することから「京都のへそ」と呼ばれており、林業が盛んな地域です。
- ・日吉地域には日吉ダムやスプリングスひよし、府民の森ひよしなど自然とふれ合える場所や施設を有しています。
- ・牧山の松明や日吉神社の馬馳け、玉岩地蔵など地域に根づく歴史・文化も多く有しています。
- ・地域の木材を使った建築や間伐材の利用が盛んです。



①地域の現状と課題

- ・地域の木材を使った建築や間伐材の利用など、木質バイオマスの活用が進められており、今後も豊かな森林資源の保全・活用が望されます。
- ・スプリングスひよしや府民の森ひよしは、豊かな自然とふれあい、体験できる場として活用を進めることが望されます。
- ・中世木のセツブンソウやレッドデータブックにも載っている丸山など、地域の貴重な自然の保全・維持管理が行われており、今後も継続して保全していくことが望されます。
- ・地域住民が中心となって、地域の貴重な自然や歴史的資源を紹介するパンフレットを作成しており、地域内外へ魅力を発信していくことが望されます。
- ・牧山の松明や日吉神社の馬馳け、玉岩地蔵など地域に根づく歴史的資源を多く有しており、地域住民や関係機関などと連携して保存・維持管理を進めることができます。
- ・地域全体で不法投棄や空き家・空き地、ソーラーパネルによる景観の悪化などが問題となっています。



【中世木集落の魅力を紹介するパンフレット】

②地域をより良くするための市民のアイデア

○地域の木質バイオマス活用拡大に向けた仕組みづくり。

○空き家・空き店舗の活用。

○ポイ捨て防止に向けた看板や監視カメラの設置。

○ジビエの普及に向けて新しいポスターの作成や宣伝。

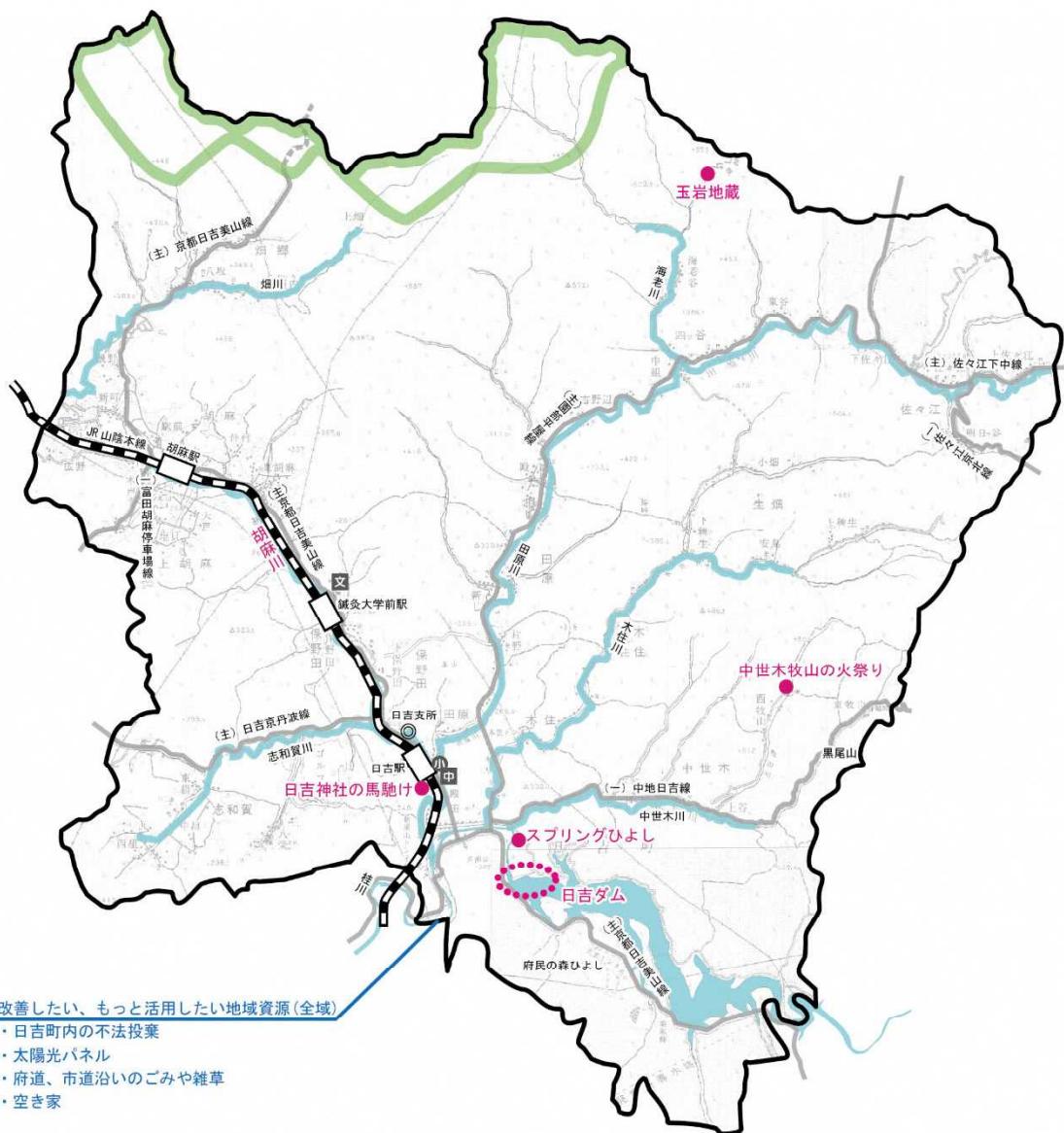
○地域の歴史文化を守るため、高齢者に伝承を聞き、郷土史などに残していく。

○有償ボランティアの活用。

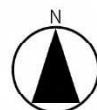
○地域のコミュニケーションの場づくり(協力体制構築)。など



③環境情報マップ*



■ 地域界	主な道路
■ 河川等	■ 鉄道
○ 市役所・支所	● ● 将来残しておきたい地域資源
■ 学校教育施設	○ ○ 改善したい、もっと活用したい地域資源
	■ ■ 京都丹波高原国定公園



0 1,000 2,000 3,000 m

*②地域をより良くするためのアイデア、③環境情報マップは、令和元(2019)年に実施したアンケート調査、ワークショップおよびご意見・アイデアシートを基に作成しています。

美山地域

地域特性

- ・美山地域は「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された美山町北集落、由良川の源流となる清流、芦生原生林など、貴重な自然や歴史・文化を有する観光地となっています。
- ・優れた景観を守るため、開発行為の抑制や水質保全、景観との調和に配慮した建築物の建築・工作物の建設に努めるなどの様々な取組を行っています。
- ・芦生原生林やかやぶきの里など、地域の優れた環境資源を活用したエコツーリズムを行っています。



①地域の現状と課題

- ・芦生原生林は、人の手が加えられていない貴重な植生として、京都大学や地域住民を中心となって保全・活用が行われており、今後も貴重な自然とふれ合える場として保全・活用することが望されます。
- ・美山川、内久保のベニバナヤマシャクヤク、唐戸渓谷など、地域の貴重な自然の保全・維持管理が行われており、今後も継続して保全していくことが望されます。
- ・「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されているかやぶきの里では、市と地域住民が連携してかやぶき民家の保存・継承が行われており、今後も地域のシンボルとなる文化として適切に保存・活用していくことが望されます。
- ・芦生原生林やかやぶきの里などは、エコツーリズムの場として活用されており、取組の拡充や市内外へ魅力を発信していくことが望されます。
- ・地域全体で不法投棄や里山・田んぼの荒廃、イノシシやシカなどによる農林産物への被害が問題となっています。

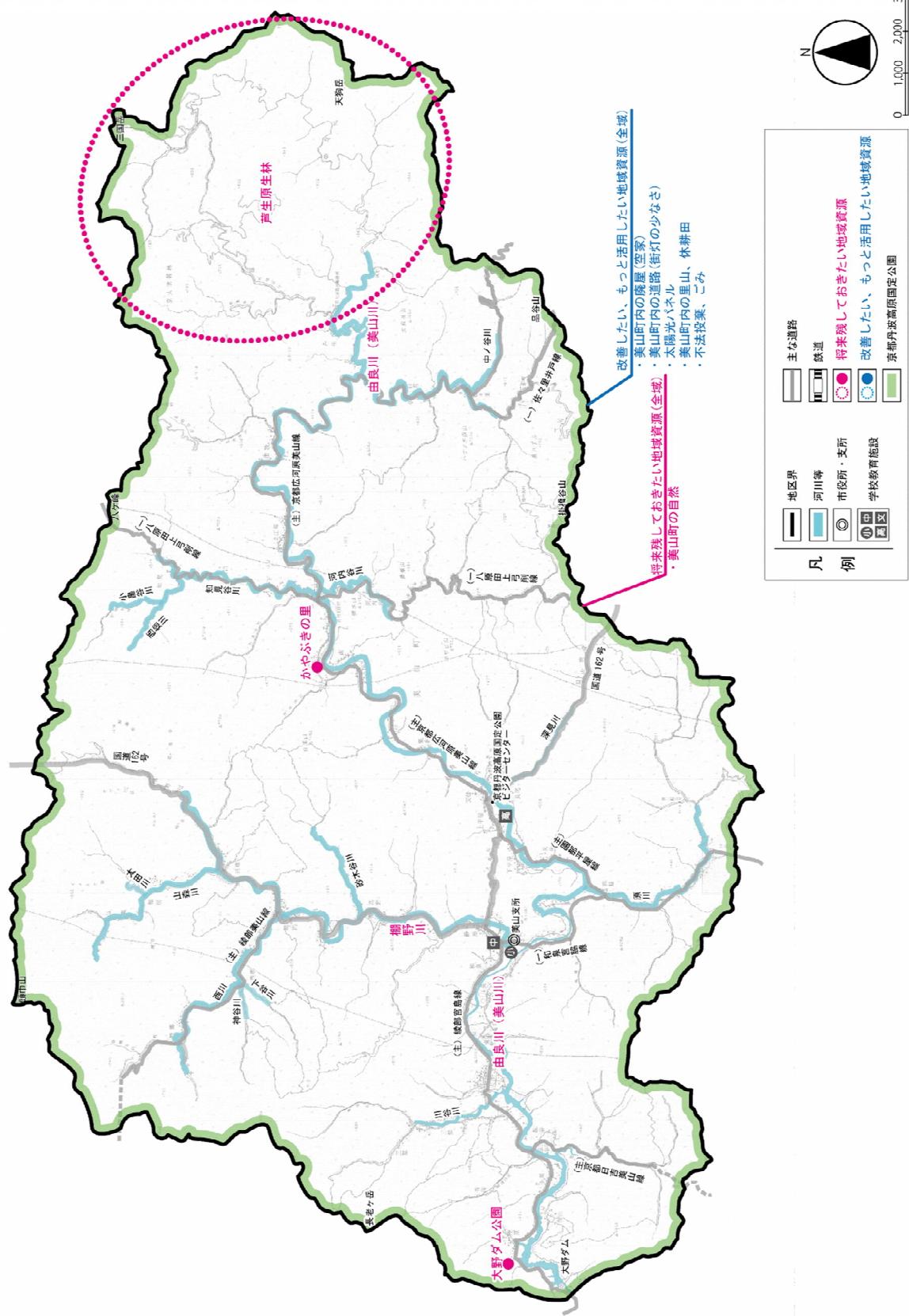
②地域をより良くするための市民のアイデア

- 芦生原生林を始めとする貴重な自然の保全・活用。
- かやぶき民家の保存・活用。
- 木質バイオマスの活用を地域外に広げる仕組みづくり。
- イノシシやシカなど捕獲した有害鳥獣の活用。
- ポイ捨て防止に向けた監視カメラの設置。
- 地域の歴史文化を守るために、高齢者に伝承を聞き、郷土史などに残していく。
- 大学生との交流などを活用して環境保全に携わる人材を確保。
- 子どものうちから環境に対して意識を持ってもらうような教育の実践。

など



③環境情報マップ

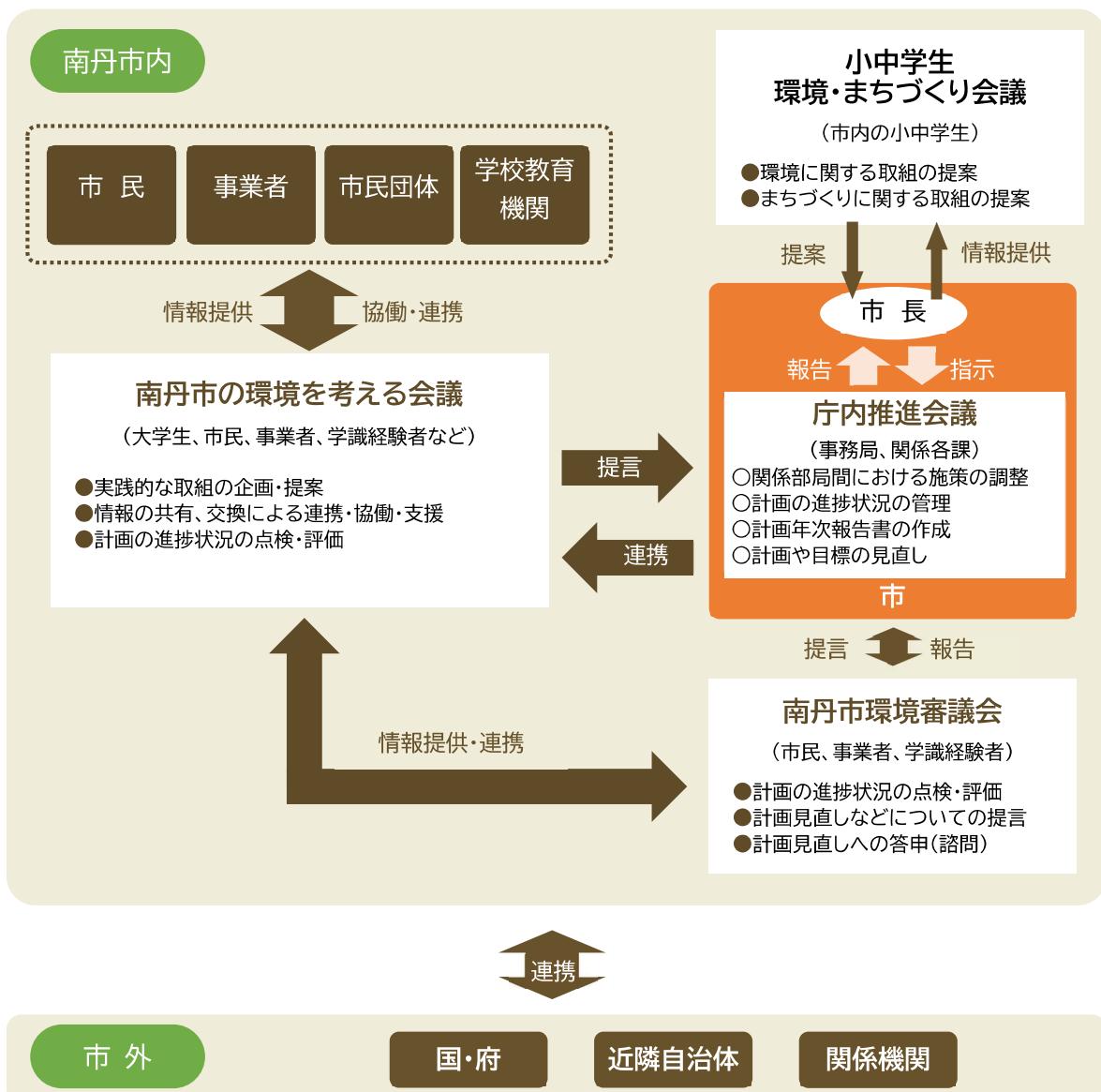


※②地域をより良くするためのアイデア、③環境情報マップは、令和元(2019)年に実施したアンケート調査、ワークショップおよびご意見・アイデアシートを基に作成しています。

第5章 計画の推進

1 推進体制

環境基本計画と地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下、「両計画」という。)の推進にあたっては、市民、事業者、市の協働のもと、取組を進める必要があります。このため、以下のような推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら、計画の効果的な推進を図ります。



●南丹市環境審議会

南丹市美しいまちづくり条例に基づく市の付属機関で、市民・事業者・学識経験者により構成されます。

両計画の進捗状況や計画の見直しについて、市長からの諮問に応じ、調査・審議を行い答申します。

南丹市の環境を考える会議で企画・提案された取組内容について、事務局からの意見を受け、意見を述べます。

●南丹市の環境を考える会議

両計画推進のため、大学生、市民、事業者、学識経験者により構成されます。

計画の具体的な取組について企画・提案するとともに、情報の共有・交換による連携・協働を推進します。

また、市から計画内容の実施状況に関する報告を受け、計画の進捗状況を点検し、見直しが必要な事項などについて提言します。

●小中学生 環境・まちづくり会議

両計画の推進に将来を担う子どもの意見を取り入れるため、各小中学校の児童・生徒と市長が環境やまちづくりについて語り合う会議を設けます。

市長から児童・生徒に環境やまちづくりについて情報提供を行い、啓発に努めるとともに、児童・生徒から環境・まちづくりに関する意見やアイデアを頂き、必要に応じて両計画の施策等に取り入れ、実践します。

●府内推進会議

府内における推進組織であり、事務局である環境課と関係各課で構成されます。

各課間の連絡調整や計画に掲げる環境保全施策や重点プロジェクトなどの総合的な推進にあたります。

また、両計画の進捗状況を取りまとめて南丹市の環境を考える会議や南丹市環境審議会に報告します。

2 計画の進行管理

●進行管理の基本的な考え方

両計画に示した環境保全施策や重点プロジェクト、削減目標などの実行性を確保するには、進捗状況の定期的な点検・評価や必要に応じて見直すことが重要です。

このため、両計画では「計画 ⇒ 実践 ⇒ 点検・評価 ⇒ 見直し」のPDCAサイクルを基本として取組の実効性を確保します。

■計画(Plan)

環境に関する社会情勢や上位計画などと整合を図るため、5年後を目途に全面的な見直しを行います。

■実践(Do)

両計画に基づき、各主体が具体的な取組を実行します。

■点検・評価(Check)

毎年、重点プロジェクトおよび主な計画関連事業や指標の進捗状況を把握し、計画の達成状況を評価します。

■見直し(Action)

評価結果に基づき、施策や取組内容を見直し、次年度以降へ反映させます。

●進捗状況の把握と公表

「南丹市年次報告書」により南丹市の環境の状況や施策・事業の取組状況、今後の取組方針等の点検・評価結果を公表します。

資料編

資料1 南丹市美しいまちづくり条例

平成18年1月1日
条例第166号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 自然景観保全(第7条—第9条)
- 第3章 まち並み保全(第10条)
- 第4章 生活環境の育成
(第11条—第15条)
- 第5章 水質保全(第16条・第17条)
- 第6章 環境美化推進委員
(第18条—第20条)
- 第7章 土地開発、建築の規制
(第21条—第23条)
- 第8章 公害発生防止
(第24条—第26条)
- 第9章 推進体制(第27条)
- 第10章 環境基本計画
(第28条・第29条)
- 第11章 補則(第30条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、南丹市の美しいまちづくり施策を推進する上で、生活環境、自然環境、景観の維持保全を図り、市並びに市民及び市内外の関係者の責務を定め、美しいまちづくりの推進を目的とする。

(基本理念)

第2条 市民は、南丹市の優れた自然と先人から受け継いだ歴史的、文化的遺産を将来にわたって継承し、潤いと安らぎに満ちた美しい景観と住みよい環境づくりを推進する。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「起業者」とは、南丹市の区域内における開発行為に係る工事の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者をいう。
- (2)「来訪者」とは、観光・レクリエーションを目的として南丹市を訪れる者をいう。
- (3)「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更及びこれら

に類するとみなし得る行為をいう。

(市の責務)

第4条 市は、総合計画に基づくまちづくりの方針により、環境の維持保全が実現されるよう、総合的な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、日常生活において互いにその生活環境を損なうことのないよう心掛け、自ら進んで良好な環境の形成に努めなければならない。

(関係者の責務)

第6条 市内外の関係者は、営業又はその他の活動を行うに当たり、美しいまちづくりによる良好な環境の創造に努めなければならない。

第2章 自然景観保全

(緑の保全)

第7条 南丹市、市民、起業者及び来訪者(以下「市民等」という。)は豊かな生活環境を確保するために、不可欠な要素である優れた風景地の緑を保全し、地域の緑化に努めなければならない。

(緑化の推進)

第8条 市は、その管理する公園、広場その他の公共の場所の敷地内に樹木又は花き等を植栽し、その育成に努めなければならない。

(緑化の普及)

第9条 市民等は、自己の所有し、又は管理する土地等に樹木又は花き等の植栽を行い、土地等の緑化による良好な環境の育成に努めなければならない。

第3章 まち並み保全

(美化意識の高揚)

第10条 市民等は、豊かな自然環境、美しい集落景観を維持することが、快適な生活に欠くことのできない貴重な財産であることを理解し、自然の保護と環境の美化に努めなければならない。

第4章 生活環境の育成

(実践活動)

第 11 条 市民等は、美しいまちづくりのため、河川・道路や行楽地等におけるごみの持ち帰り運動の推進及び美化清掃活動を推進しなければならない。

2 市民等は、土木及び建築工事等に伴う資材、廃材又は廃車の保管については、その周囲を清潔に保ち、環境の美化に努めなければならない。

(環境美化)

第 12 条 市民等は、家庭の外で生じさせた空き缶、空き瓶、吸殻その他の廃棄物等(以下「廃棄物等」という。)を持ち帰り、又は回収する容器へ収納するよう努めなければならない。

第 12 条の 2 犬、猫その他の愛がん動物の飼育者は、その動物に適した管理に努めるとともに、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすとのないように飼育しなければならない。

第 12 条の 3 土地又は建物の所有者及び管理者は、当該土地又は建物が地域の良好な生活環境を損なう状況にならないよう努めなければならない。

(関係者の適正処理)

第 13 条 市内外の関係者は、その活動によって生じる廃棄物の散乱を防止し、生じた廃棄物等を自らの責任と負担において適正に処理し、市の実施する施策に協力するものとする。

(廃棄物の再利用)

第 14 条 市民等は、物の大切さを認識し、可能な限り活用できる廃棄物の再利用の促進に努めなければならない。

(散乱防止重点区域)

第 15 条 市長は、ごみの散乱を特に防止する必要があると認める区域をごみの散乱防止重点区域として指定することができる。

第5章 水質保全

(水質対策)

第 16 条 市は、河川の水質を守るため、汚濁防止と水質保全に努めるものとする。

(河川愛護)

第 17 条 市民等は、廃食用油等の処理及び洗剤の使用等を適正に行い水質保全に努め、調理くず及び廃棄物等を水路、河川に投棄してはならない。

第6章 環境美化推進委員

(設置)

第 18 条 健康で文化的な生活を推進し、地域の環境保全と市民の健康増進のために、各地区に環境美化推進委員(以下「委員」という。)を設置する。

(任期)

第 19 条 委員は、当該地区住民の推薦に基づき、市長がこれを委嘱し、その任期は 1 年とする。ただし、やむを得ぬ事由により任期の中途において退職する場合は、後任者は前任者の残任期間とする。

(任務)

第 20 条 委員は、当該地区において次の各号に掲げる事項の実施については、次のとおりとする。

- (1)地域住民への環境美化及び衛生意識の啓発、高揚の指導
- (2)地域で行う環境美化活動及びこれに関する指導
- (3)地域住民へのごみの分別・回収、及び再資源化の方法の啓発指導
- (4)地域のごみ収集施設の管理・運営に関すること。
- (5)その他環境衛生の促進に関すること。

第7章 土地開発、建築の規制

(風俗営業店等の規制)

第 21 条 次に掲げる区域については美しい自然景観を守り、良好な生活環境の保全を図るため、パチンコ店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 7 号に規定する遊技場のうちマージャン遊技を目的とするものを除く遊技施設)の設置は認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(ゴルフ場開発の規制)

第 22 条 次に掲げる区域についてはゴルフ場(5 ヘクタール以上)の開発については認めない。

- (1) 旧美山町の区域
- (2) その他特に市長が定める区域

(廃棄物処理施設の規制)

第 23 条 一般及び産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、法律に定めのあるもののほか、地域特性に配慮するとともに生活環境保全等に支障のないようにしなければならない。

第8章 公害発生防止

(公害の防止)

第24条 市民等は、近隣に迷惑となる騒音、煤煙、悪臭等の発生防止に努めなければならない。

(不法投棄の防止)

第25条 すべての市民は、廃棄物等を河川、道路、山林等に投棄してはならない。

(野焼きの禁止)

第26条 すべての市民は、廃棄物を畑、ドラム缶等で焼却してはいけない。

第9章 推進体制

(推進体制の確立)

第27条 この条例を円滑に推進するため、南丹市の環境を守り育てる会(以下「育てる会」という。)を設置する。

2 育てる会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 環境基本計画

(環境基本計画)

第28条 市長は、基本理念にのっとり、美しいまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、南丹市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第29条に定める南丹市環境審議会の意見を聞かなければならぬ。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境審議会)

第29条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、南丹市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は委員若干人をもって組織する。

3 委員は、恵み豊かな環境の保全及び創造に関して高い識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第11章 補則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の生活を見直し町を美しくする条例(平成2年園部町条例第1号)、八木町環境保全推進委員設置規則(平成13年八木町規則第1号)、日吉町の自然を守り町を美しくする条例(平成9年日吉町条例第26号)又は美しい町づくり条例(平成4年美山町条例第17号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

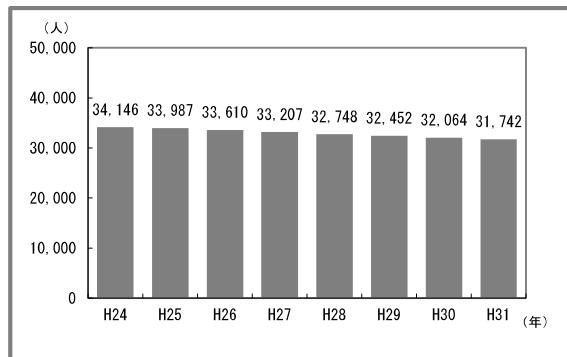
附 則(平成19年3月30日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 市の概況

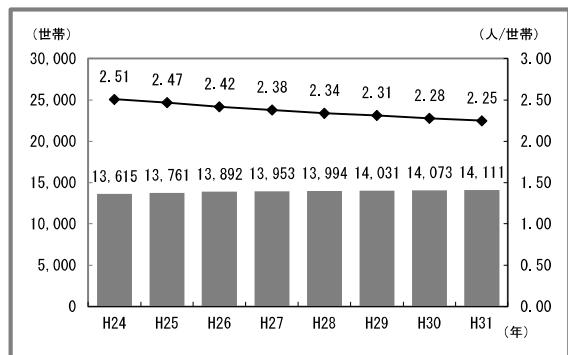
人口（資料：住民基本台帳 4月1日値）

本市の平成31(2019)年の人口は、31,742人となっており、平成12(2000)年をピークに微減少傾向にあります。



世帯数（資料：住民基本台帳 4月1日値）

本市の平成31(2019)年の世帯数は、14,111世帯となっています。一方で、1世帯あたりの世帯人員は、2.25人と年々減少傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。



土地利用（資料：京都府市町村のあらまし）

本市の土地利用は、森林が87.9%と最も多く、次いで耕地(4.4%)、宅地(1.3%)の順となっており、森林が市域の大半を占めています。

交通（資料：京都府市町村のあらまし）

本市の道路基盤は、北部に国道162号、南部に京都縦貫自動車道(国道478号)、国道9号、国道372号、国道477号、南北に貫く府道園部平屋線が走っており、さらに市内を走る各府道が国道へのアクセス道路となっています。

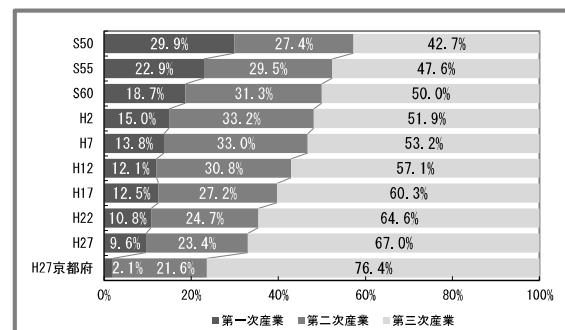
また、鉄道は南東の京都市から北西にかけてJR山陰本線が走っており、京都市などの通勤圏にあります。さらにJR山陰本線京都～園部間にについては完全複線化しています。

バス交通は、市営バス、デマンドバス、コミュニティバス(通称ぐるりんバス)が運行しているものの、人口減少や高齢化などの要因により路線バスの利用者は減少傾向にあります。

産業分類別就業者数（資料：京都府統計書）

平成27(2015)年における15歳以上の就業者数は15,945人となっており、減少傾向にあります。

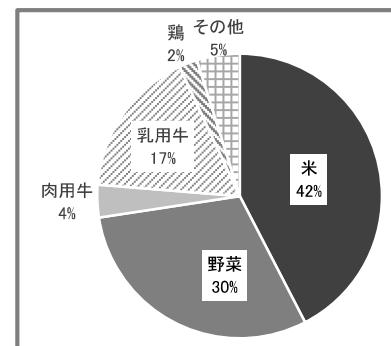
京都府と比較すると、本市は第1次や2次産業の占める割合が高く、特に第1次産業が全体に占める割合は京都府が2.1%なのに対し、本市は9.6%と高くなっています。



農林業（資料：平成29年市町村別農業産出額(推計)）

平成29(2017)年の農業生産額は約51億円となっており、米の占める割合が最も高く約42%、次いで野菜が30%、乳用牛など畜産の占める割合が23%となっています。

本市は京のブランド产品の生産が盛んであり、ブランド产品として、みず菜、壬生菜、九条ネギ、伏見とうがらし、紫ずきん(黒枝豆)、黒大豆(新丹波黒大豆)、小豆(京都大納言小豆)などを生産しています。

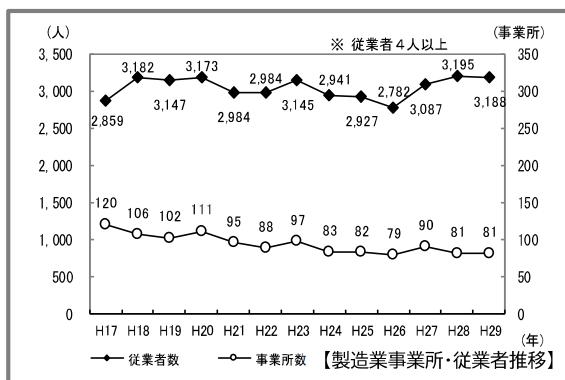


平成 27(2015)年の林家数は、1,189 戸、保有山林面積は 11,446ha となっており、特に日吉、美山地域においては林業が基幹産業として位置づけられ、暮らしの営みの中で森林が守り育まれています。

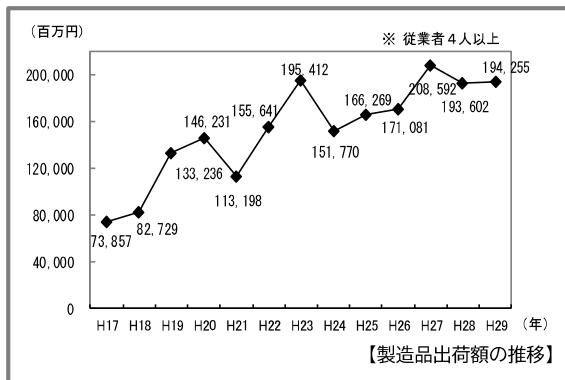
工業（資料：工業統計）

園部地域、八木地域では企業誘致が進んでおり、両地域の製造品出荷額は市全体の 90%を占めています。

製造業事業所数および従業者数はともに緩やかな減少傾向にありました。従業者数は平成 27(2015)年から増加傾向にあります。

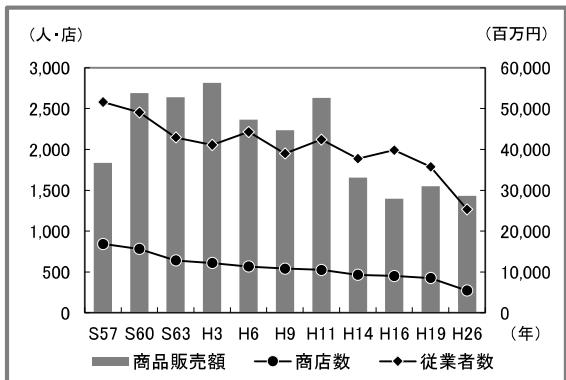


製造品出荷額は、増減を繰り返しており、近年は、平成 24(2012)年に一度減少し、その後緩やかな増加傾向にあります。



商業（資料：商業統計、経済センサス活動調査）

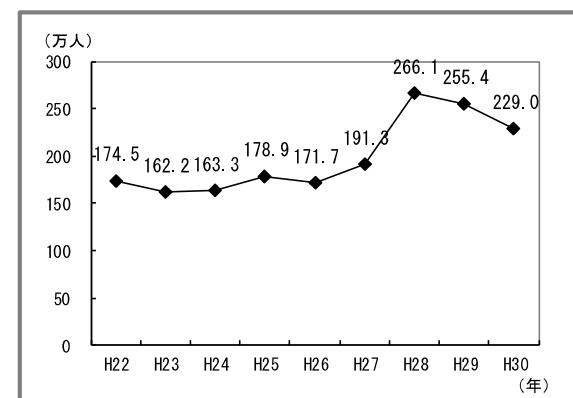
商店数および従業者数は、ともに減少傾向にあります。また、商品販売額は、平成 14(2002)年に大きく減少し、以降はほぼ横ばいに推移しています。



観光（資料：京都府ホームページ）

観光入込み客数は、170 万人程度で推移していましたが、平成 28(2016)年に急激に増加しています。これは、当年 3 月に京都丹波高原国定公園が誕生したことが影響していると考えられます。

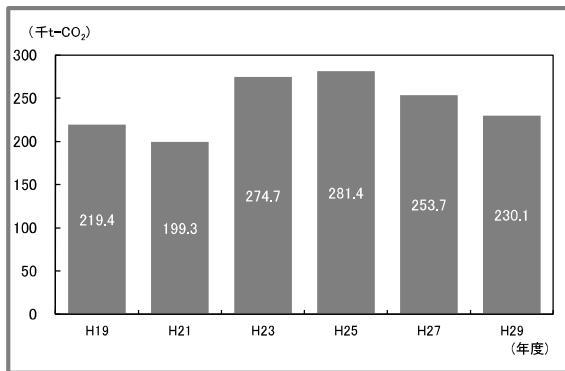
本市には、広大な自然林が広がり貴重な動植物が生息する芦生原生林、日本の原風景として注目を浴びる美山のかやぶきの里、「京阪神の水がめ」といわれる日吉ダム、四季折々の美しさを見せる景勝り渓、桜並木で有名な大堰川河畔などの観光資源があり、多くの観光客が訪れてています。



温室効果ガス総排出量

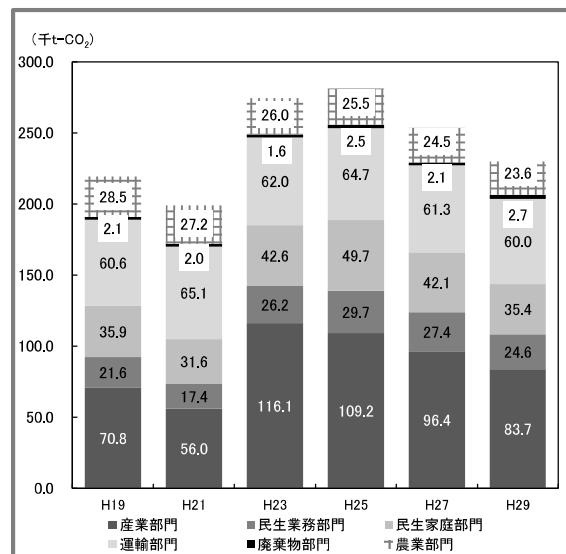
本市における平成 29(2017)年度の温室効果ガス総排出量は約 230.1 千トン(二酸化炭素換算)となっています。

排出量は、平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度にかけて東日本大震災の影響による原子力発電所の運転停止や化石燃料の消費増加などが影響して温室効果ガスの排出量が増加していましたが、それ以降は節電の普及や電力・ガス小売の自由化が開始されたことなどにより減少傾向にあります。



部門別温室効果ガス排出量

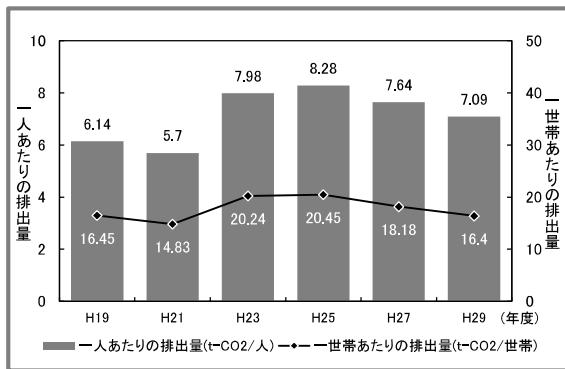
本市における平成 29(2017)年度の部門別温室効果ガス排出量は産業部門が最も多く 83.7 千トンとなっており、次いで運輸部門(60.0 千トン)、民生家庭部門(35.4 千トン)、民生業務部門(24.6 千トン)の順で多くなっています。



一人・一世帯あたりの排出量

本市における平成 29(2017)年度の一人あたりの排出量および一世帯あたりの排出量はそれぞれ約 7.09 トン、16.4 トンとなっています。

総排出量と同様に、平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度にかけて増加していましたが、それ以降は減少しています。



資料3 各地域の環境保全活動の紹介

●市全域

活動区分	活動内容
環境全般の保全活動	<p>環境美化活動や環境パトロール、グリーンカーテン、研修会などが行われています。</p> <p>子どもたちを対象とした野外活動体験の実施や環境保全活動の指導者育成が行われています。</p> <p>再生可能エネルギーの普及や農業水路などを利用した小水力発電など、南丹市の環境を活かした事業の提案や活動が行われています。</p>

●園部地域

活動区分	活動内容
伝統工芸の保全活動	若手職人がものづくりや情報交換を行える共同工房の活用や展示・販売イベントの開催、子供や一般向けの体験教室の開催などが行われています。
野外体験活動	るり渓などの地域資源を活かした里山体験が行われています。

●八木地域

活動区分	活動内容
森づくり活動	森林の下草刈りや間伐、薪・炭・チップなど木質バイオマス燃料の普及啓発活動、シイタケなど林産資源の調査研究など、子どもから大人まで参加する森づくり活動が行われています。
環境保全型農業	乳酸菌や家畜排せつ物由来の堆肥・液肥などを利用した環境保全型農業が行われています。

●日吉地域

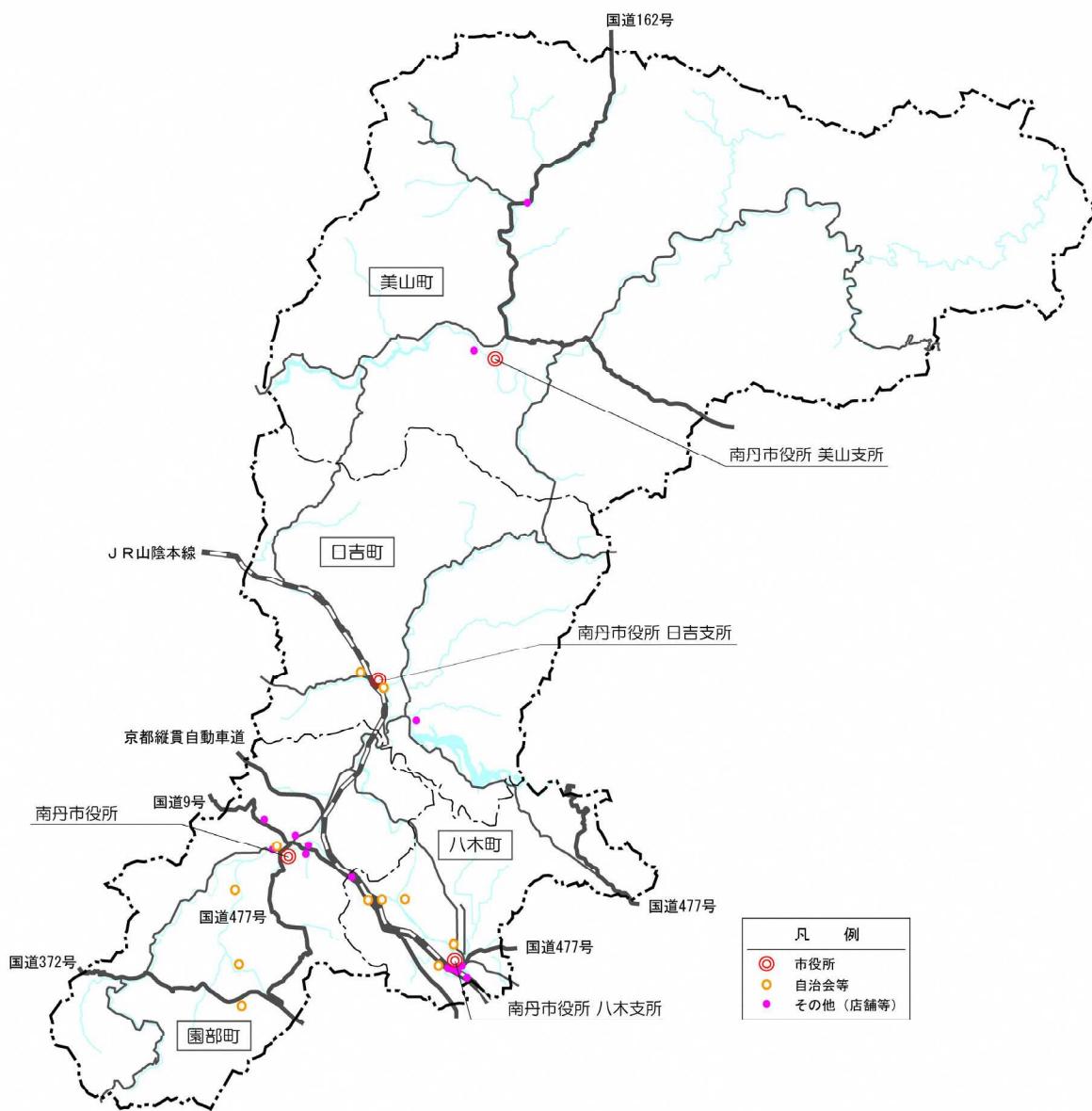
活動区分	活動内容
環境保全活動	特別天然記念物オオサンショウウオの研究観察を通した自然環境保全や情報発信が行われています。
森づくり活動	京都府全域から参加者を募り、森林の下草刈りや間伐、人材育成、安全講習、観察会の開催などが行われています。
環境保全型農業	生産過程における環境への負荷が極力少なく持続可能な有機・自然農法の普及を目指し、営農技術の研究開発や農業者の育成などが行われています。

●美山地域

活動区分	活動内容
環境保全活動	廃油を利用した環境にやさしい石鹼の製造や活用、普及啓発、不法投棄対策などが行われています。
環境保全活動	希少なベニバナヤマシャクヤク群生地の自然環境保全などが行われています。
野外体験活動	芦生の森やかやぶき民家などの地域資源を活かしたエコツーリズムや人材育成などが行われています。

●廃食油の回収場所

回収場所		
南丹市役所	刑部公民館	欧風料理 いけじゅう
南丹市役所 八木支所	常陸オート(株)	レストラン ジエノア
南丹市役所 日吉支所	日吉産業振興会館	ミート ヒロセ
南丹市役所 美山支所	下保野田農事集会所	八光館
横田区公民館	中華料理 点点	お食事処 まるや
大西公民館	はぎの里 オアシス	スプリングス ひよし
八乙女会議所	喫茶軽食 ピープル	民宿 みやま
埴生コミュニティセンター	田中精肉店	料理旅館 きぐすりや
吉富村	A-COOP 園部店	
山室生産組合 農機具倉庫	パピヨン	



【廃食油の回収場所位置図】

資料4 温室効果ガス排出量算定資料

1 算定方法

●ガイドライン

温室効果ガス排出量の算定は、以下のマニュアルに基づき行いました。

地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(本編)Ver. 1.0

(平成 29 年3月、環境省)

地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施 マニュアル算定手法編 Ver. 1.0

(平成 29 年3月、環境省)

●各種係数

温室効果ガス排出量の算定には、地球温暖化対策の推進に関する法律の施行令第 3 条に規定されているエネルギー種別温室効果ガス排出係数を用いましたが、電気の排出係数については、毎年国から公表される「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」の値を用いました。

<参考>

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト（環境省）

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/index.html

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（環境省）

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/>

2 削減目標の考え方

●短期目標年度の削減目標について

本計画では、国の計画「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」(2016年5月発表)で示されている対策・施策を基本とし、本市において実行可能な対策・施策のみを対象として削減量の積み上げを行いました。

削減量の算定の際は、国の活動量(人口、業務床面積等)を本市の活動量で按分すること基本とし、アンケート調査結果における省エネ・再生可能エネルギーの導入意欲や本市の環境特性を踏まえ、活動量を調整しました。

【目標排出量の部門別目安】

(千t-CO₂)

部門別	基準年度 (2013)	現況年度 (2017)	短期目標年度(2030)				削減率(%)		
			将来推計	削減目標量	対策後 排出量 (目標排出量)	排出割合 (%)	基準 年度比	現況 年度比	将来推計 比
産業	109.2	83.7	73.4	8.5	64.9	34.4	40.6	22.5	11.6
業務	29.7	24.6	21.4	8	13.4	7.1	54.9	45.5	37.4
家庭	49.7	35.4	29	5	24	12.7	51.7	32.2	17.2
運輸	64.7	60.0	63.6	1.8	61.8	32.8	4.5	-3	2.8
廃棄物・農業	28	26.3	25.4	1.1	24.3	12.9	13.2	7.6	4.3
計	281.4	230.1	212.8	24.4	188.4	100	33.0	18.1	11.5

●長期目標年度の削減目標について

平成27(2015)年に「パリ協定」が採択されて以降、各国で様々な取組が進められており、わが国においても令和2(2020)年に「温室効果ガスの排出量を2050年までに実質ゼロにする」方針を発表しています。

また、京都府も同年に「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」ことを宣言しており、本市においてもこれらの目標と整合を図るため、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す」ことを目標とします。

なお、本計画策定後に温室効果ガスの削減目標について大きな動きがあった場合、必要に応じて計画見直し時に目標の変更等を再度検討します。

資料5 計画の策定体制と経緯

1 計画の策定体制

【南丹市環境審議会 委員名簿】

(敬称略)

No.	役 職	委 員 名	所 属 等
1	会長	丹羽 英之	京都先端科学大学
2	副会長	小中 昭	南丹市の環境を守り育てる会
3	委員	芦田 美子	京都府地球温暖化防止活動推進委員
4	委員	宇野 齊	日吉町森林組合
5	委員	太田 喜和	京都府南丹保健所
6	委員	中田 善弘 ※R2.4.1~	南丹市小中学校長
7	委員	宮田 洋二	京都府地球温暖化防止活動推進委員
8	委員	森 雅彦	船井郡衛生管理組合
9	委員	山内 富美子	美山町環境保全対策協議会
10	委員	山内 守	南丹市

2 策定の経緯

年月日	会議等	主な検討内容
令和元(2019)年 10月15日	第15回 南丹市環境審議会	・第2次南丹市環境基本計画の概要等について ・計画の基本的事項について ・アンケート調査について
令和2(2020)年 1月16日	第16回 南丹市環境審議会	・南丹市の環境に関する市民アンケート結果について ・ワークショップの開催について
令和2(2020)年 10月6日	第18回 南丹市環境審議会	・第2次南丹市環境基本計画素案について ・第2回ワークショップについて
令和2(2020)年 11月27日	第19回 南丹市環境審議会	・第18回南丹市環境審議会の主な意見とその対応について ・数値指標について ・第2次南丹市環境基本計画素案について

用語解説

(整理予定)